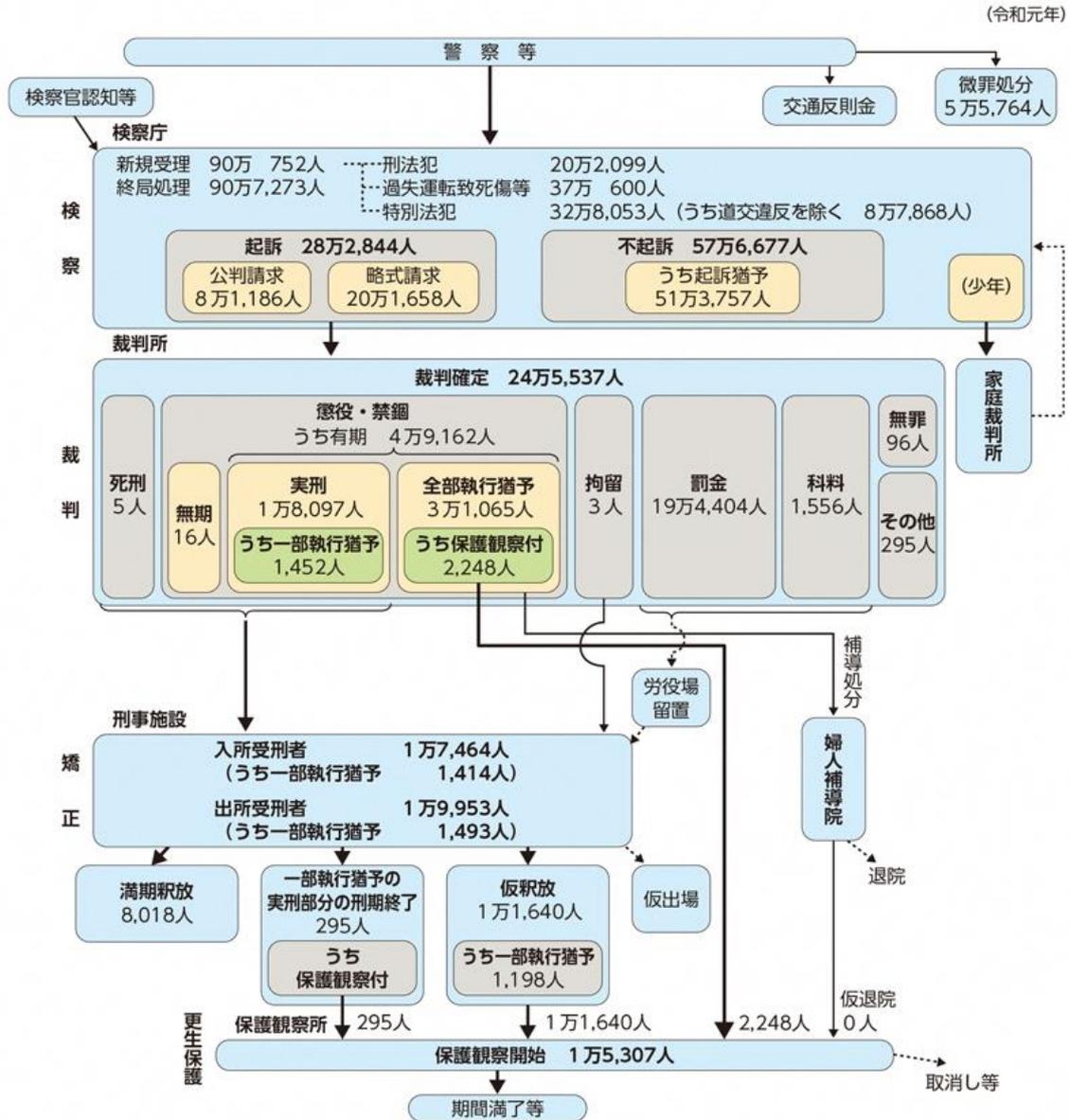


更生保護における住居確保要配慮者

名古屋保護観察所 社会復帰対策官 満川公平

■ 刑事事件の流れ



- 注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 各人員は令和元年の人員であり、少年を含む。
 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
 6 「一部執行猶予の実刑部分の刑期終了」の人員は、仮釈放中に余罪を理由に仮釈放を取り消され、その後刑事施設に収容される前に一部執行猶予の実刑部分の刑期を終了した者1人（なお、その者は、保護観察付一部執行猶予者である。）を含まない。
 7 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付一部執行猶予者、保護観察付全部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。そのため、各類型の合計人員とは必ずしも一致しない。
 8 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

■ 生活環境の調整と仮釈放

| 生活環境の調整

刑務所などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、その結果を仮釈放の審理に役立てるとともに、円滑な社会復帰を促すための手続。

保護観察官と保護司との官民協働により実施されます。

調整に当たっては、**帰住予定地**（釈放後に居住することとなる住居）、**引受人**（対象者と同居するなどして改善更生に協力する人）の確保が必要不可欠であり、これらを確保できない者については、多くの場合、**更生保護施設等**への受入れを調整することとなります。

また、必要に応じて、家族関係や交友関係の調整、就労先や修学先の確保、医療・福祉サービスに関する調整等を行います。

■ 特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な者の円滑な社会復帰を図るための制度。

厚生労働省の事業として各都道府県が設置している**地域生活定着支援センター**や矯正施設に配置されている社会福祉士等と連携し、釈放後の住居や福祉サービス等の確保について必要な調整を行います。

地域生活定着支援センターの業務には、①コーディネート業務、②フォローアップ業務、③被疑者等支援業務（本年度から）、④相談支援業務があります。

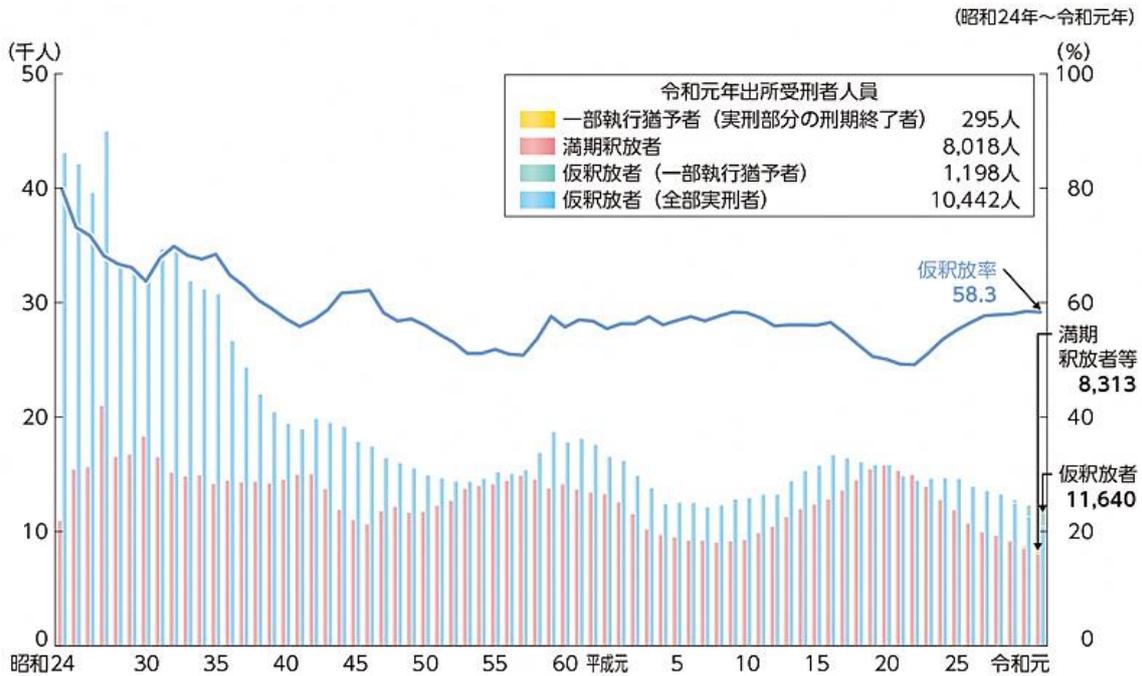
愛知県の地域生活定着促進事業受託者：NPO法人くらし応援ネットワーク

| 刑事施設からの仮釈放

「改悛の状」があり、改善更生が期待できる受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とします。

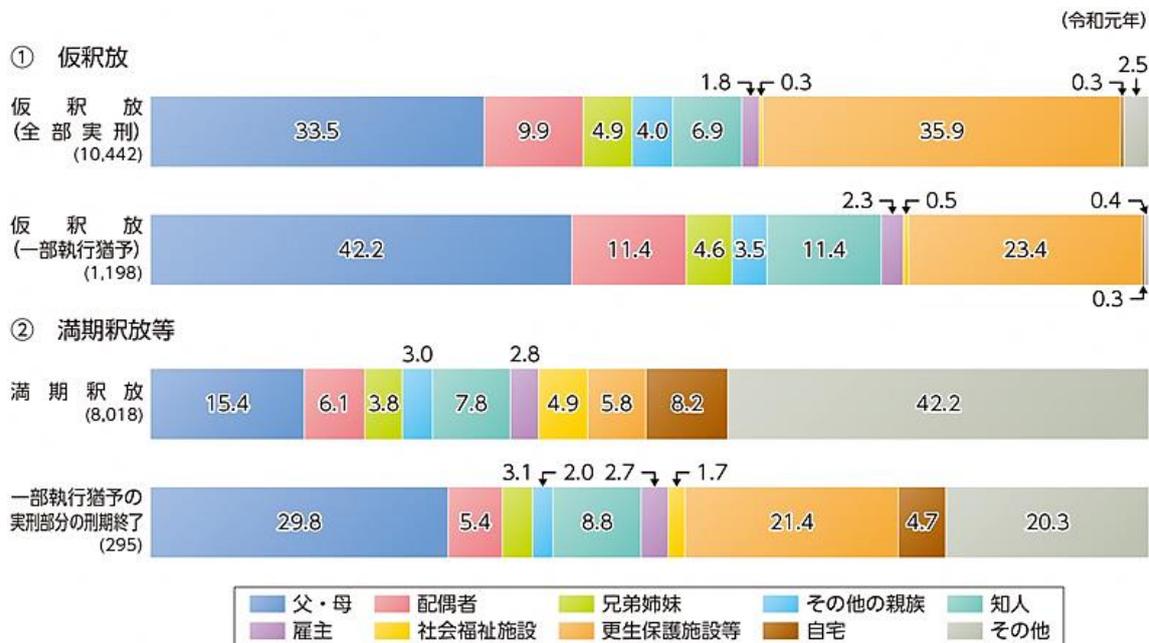
ただし、たとえ改悛の状があっても、帰住先が確保されていない場合、仮釈放は認められず（保護観察に付されることなく）、満期出所となります。

【参考1】出所受刑者の人員と仮釈放率の推移



注 1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。
 2 「一部執行猶予者 (実刑部分の刑期終了者)」及び「仮釈放者 (一部執行猶予者)」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

【参考2】出所受刑者の帰住先別構成比 (出所事由別)



注 1 矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。
 5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 7 () 内は、実人員である。

■ 保護観察

保護観察は、保護観察対象者の再犯を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、**保護観察官と保護司との官民協働**により実施されます。

刑事施設や少年院などの矯正施設に収容して行う処遇を「施設内処遇」と呼ぶのに対し、保護観察は通常の社会生活を営ませながら実施されることから、「社会内処遇」と呼ばれています。

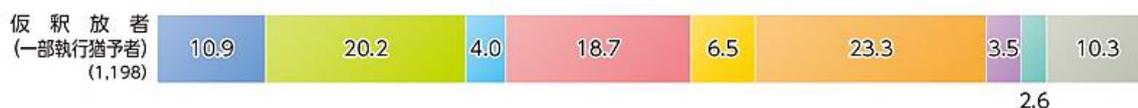
保護観察対象者は、保護観察期間中、遵守事項を遵守しなければならず、これに違反した場合には、仮釈放の取消し等のいわゆる不良措置が執られることがあります。

保護観察官及び保護司は、面接等により接触を保って行状を把握しつつ、**遵守事項**及び**生活行動指針**を守るよう**指導監督**を行うとともに、自立した生活ができるよう住居の確保や就職の援助等の**補導援護**を行います。

【参考3】保護観察開始人員の居住状況別構成比

(令和元年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。
 5 () 内は、実人員である。

指導監督と補導援護

強権的な働きかけである指導監督と、支援・援助的な働きかけである補導援護は、保護観察処遇を支える車の両輪です。これらがうまく噛み合うことによって、保護観察対象者の改善更生が促進されることとなります。

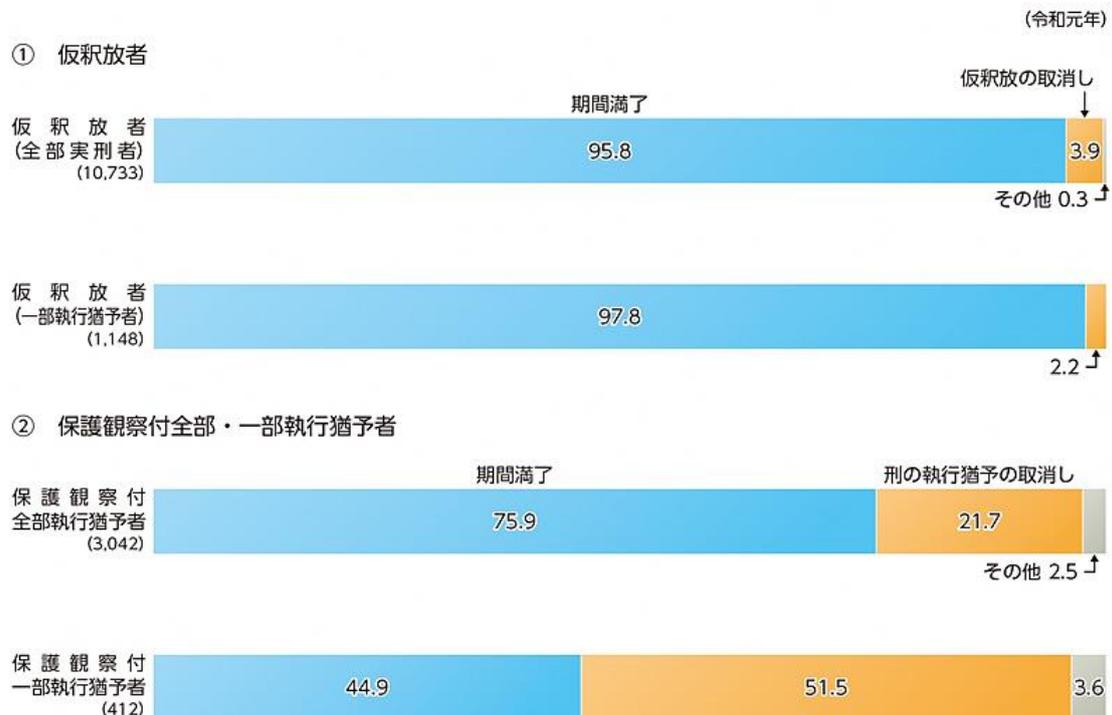
■ 指導監督

- (1) 面接その他の適当な方法により対象者と接触を保ち、その行状を把握する
- (2) 対象者が遵守事項を守り、生活行動指針に則して生活・行動するよう指導する
- (3) 特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施する

■ 補導援護

- (1) 適切な住居等の確保や、同所への帰住を助ける
- (2) 医療や療養、職業補導や就職、教養訓練の機会が得られるよう助ける
- (3) 生活環境の改善や調整、生活指導等を行う

【参考 4】 保護観察終了人員の終了事由別構成比



- 注 1 保護統計年報による。
 2 仮釈放者の「その他」は、不定期刑終了、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。
 3 () 内は、実人員である。

■ 愛知県内の保護観察事件係属状況

| | 保護観察処分 少年 | 少年院 仮退院者 | 仮釈放者 | 保護観察付 執行猶予者 | 合計 |
|----------------|--------------|-------------|------|----------------|-------|
| 令和2年 取扱件数※ | 1,303 | 290 | 839 | 890 | 3,322 |
| 令和3年6月 末日現在 | 563 | 138 | 237 | 606 | 1,544 |

※前年からの繰越し+新たに開始

| 更生保護施設

更生保護事業を行うことに特化した民間施設であり、主に更生保護法人が法務省の認可を受けて運営しています。

行き場のない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を一定期間収容保護し、宿泊場所や食事を提供すると共に生活指導や職業補導等を行うことにより、円滑な社会復帰を促す役割を担っています。

愛知県内：6施設

| 自立準備ホーム

平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」としてスタートした制度。

NPO法人等が管理する施設の空き部屋等をあらかじめ自立準備ホームとして登録し、一定期間、宿泊場所、食事の提供と共に自立支援（巡回による支援でも可）を委託します。

愛知県内：12事業者。（1事業者が複数のホームを運営しているケースあり。）

| 協力雇用主

雇用を通じて、犯罪や非行をした者が自立した生活を営むこと協力している事業主。

協力雇用主を支援する制度として、就労奨励金支給制度や身元保証制度があります。

愛知県内：1,138社。（うち、住込み可は403社。）

■ 更生緊急保護

次の者が、刑事上の手続又は保護処分による身柄の拘束を解かれた後、親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等からの保護が得られない場合、本人から保護の申出があれば、身柄の拘束を解かれてから原則 6 か月を超えない範囲で応急的な保護措置をとることができます。

- ・ 刑事施設から満期出所した者
- ・ 刑の執行猶予の言渡しを受け、判決確定前の者
- ・ 刑の執行猶予者で保護観察に付されなかった者（単純執行猶予）
- ・ 起訴を猶予された者（不起訴の一種）
- ・ 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- ・ 労役場を出た者
- ・ 少年院を出院した者 など

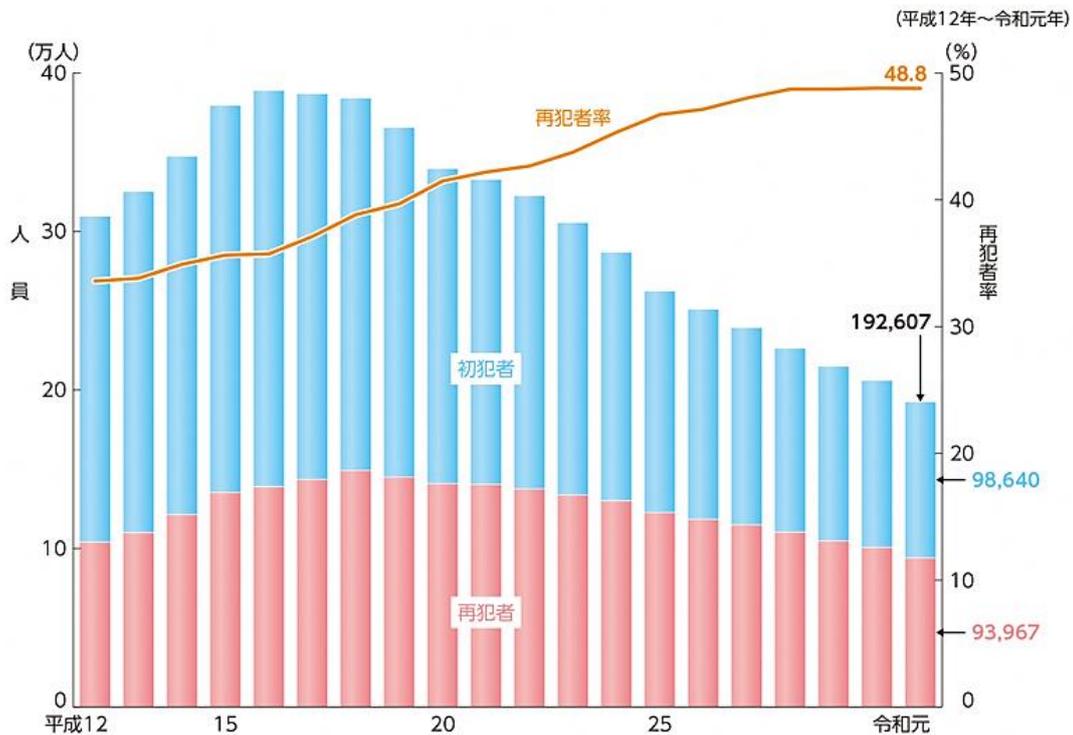
保護措置の内容は次のとおり。

- ・ 食事（現物）や食費の給与
- ・ 医療や療養の援助
- ・ 帰住の援助
- ・ 金品の給与・貸与
- ・ 宿泊場所の提供 → [更生保護施設](#)、[自立準備ホーム](#)へ委託 など
- ・ 就職の援助 → [協力雇用主](#)への橋渡し、[更生保護就労支援事業所](#)へ委託 など
- ・ 健全な社会生活を営むために必要な指導助言

■再犯防止の推進

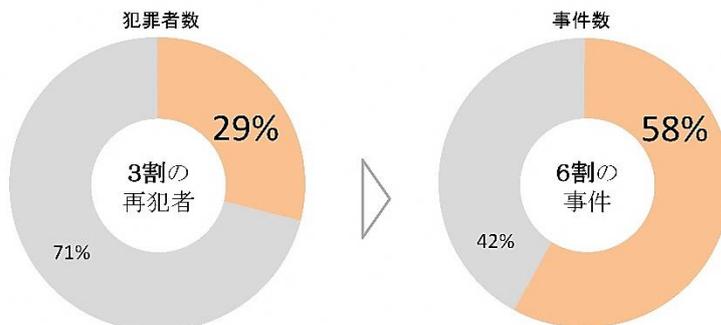
平成28年12月、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が成立、施行されました。

【参考5】 刑法犯の検挙人員に占める再犯者人員と再犯者率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われている



(出典:平成19年版犯罪白書)
 昭和23年から平成18年9月30日までの間に有罪が確定した者のうち、初犯者・再犯者の区別をせずに無作為に抽出した100万人を対象として調査したもの。

再犯防止推進法に基づき、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年12月、平成30年度からの5年間に関係府省庁が取り組む「再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

同計画は、5つの基本方針の下、7つの重点課題について、115の具体的な再犯防止施策を盛り込んでいます。

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域に立体的な支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

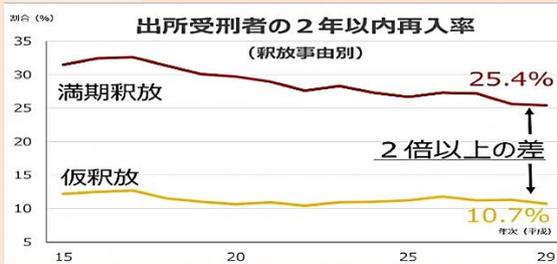


政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少
 ※ 2,726人(直近5年間の平均)
 → 2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
 ※ 策定団体数：22団体(R1.10.1現在)

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

満期釈放者は、仮釈放者と比較して、**2年以内再入率が2倍以上**となっています。

仮釈放者は、保護観察を通じて、保護観察官等の指導監督を受けながら、個々の実情に応じた必要な支援に結びつける様々な援助を受ける機会があるのに対し、満期釈放者は、支援を受ける機会が限定されています。

受刑者が満期釈放となる背景として最も多いのは、社会復帰後の適当な帰住先が確保されないことであり、刑事施設において仮釈放の申出がなされなかった理由の約4割を住居調整不良が占めています。そして、満期釈放者の約4割が出所後、ネットカフェやビジネスホテルなど不安定な居住環境に身を置かざるを得ない状況にあります。

釈放後の支援の必要性が高い満期釈放者について、刑事施設、保護観察所、公共職業安定所、更生保護就労支援事業所、地域生活定着支援センター及び地方公共団体が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努めるとともに、**居住支援法人と連携した新たな支援の在り方**を検討することとされました。